

千葉市交通現況調査業務委託（８－２） 特記仕様書

第１章 総則

第１条 適用

- １） この特記仕様書は、土木設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）という特記仕様書で、千葉市交通現況調査業務委託（８－２）（以下「本業務」という。）に適用する。
- ２） 本特記仕様書に、記載されていない事項については、共通仕様書によるものとする。
- ３） 本特記仕様書は、契約書第１条に規定する設計図書である。

第２条 業務の目的

本業務は、市内の交差点等において、自動車及び横断歩行者・自転車の交通量観測を行い、渋滞状況を含む道路交通の実態を把握することを目的とする。

第３条 履行場所

千葉市域内

第４条 照査技術者

本業務においては、共通仕様書第 1108 条の第 1 項の照査技術者を定めない。

第５条 個人情報の保護

本業務は、本来、個人情報を取り扱う業務ではない。しかし、受注者が、本業務を進める過程で、個人情報を得ることとなった場合には、発注者に報告し、発注者の指示のもと必要書類を提出する。

第６条 提出書類

提出書類の様式で、共通仕様書、本特記仕様書に定めのないものについては、発注者の指示によるものとする。

第７条 現場補償

本業務を遂行するため伐採その他補償の対象となる物については、事前に発注者と協議し、その指示を受けるものとするが、補償は受注者の負担により処理する。

第8条 事故防止

観測作業及び調査にあたっては、障害やその他の事故発生を未然に防止するよう努力するとともに、労働基準法・道路交通法・その他関係法規を守り、円滑にこれを行わなければならない。

事故等により生じる損害については、すべて受注者の責任とする。

第2章 業務内容

第9条 業務の内容

- 1) 計画準備
- 2) 交通量観測
- 3) 集計整理
- 4) 報告書作成

第10条 計画準備

1) 計画準備等

①実施計画書の作成

作業着手前に発注者と十分協議を行い、全体計画及び細部計画を立て、実施中においても常に工程を管理し作業が遅延しないようにしなければならない。特に観測日の変更が生じた場合の観測員の確保には、万全を期することとする。

人員配置については、十分検討し配置計画を事前に提出し、発注者の承認を得ることとする。

相互の連絡を円滑に行うため、連絡体制を定め事前に提出すること。また、発注者と協議して、調査票や調査結果を整理する観測原票を作成し、本業務の作業内容を熟知するとともに、観測員へ作業方法等について十分な教育を行い、観測にあたって誤測等のないように努めること。

②諸官庁への手続き

調査を行うにあたり、関係機関への届け出等の手続きを遺漏なく行うこと。

2) 現地踏査

観測場所を事前に確認し、見通しが良く安全な観測場所を確保すること。適切な場所が確保できない場合は、発注者と協議すること。

観測員のトイレ使用や休憩等について、近隣住民や商店等から苦情が出ることを防ぐよう配慮し、苦情の出た場合は速やかに対応し、発注者へ報告すること。

指定の調査区間、調査箇所のピーク時間等の状況について、事前に十分確認すること。

第 11 条 交通量観測

共通仕様書第 6204 条及び第 6211 条に準ずるほか、観測手法については「交通渋滞実態調査マニュアル（旧建設省土木研究所）」や「交通調査実務の手引き（社団法人交通工学研究会）」を参考とし、最善の手法を選定する。

1) 調査日時

令和 8 年 10～11 月の火、水及び木曜日の中から、発注者と協議して決定する。月曜日、金曜日、土曜日、日曜日、祝祭日及びその前後の日、いわゆる五・十日（ごとおび）、荒天時、その他通常と異なる交通状態が予想される日を避けること。以上の日にちで調査が困難な場合は、再度、発注者と協議して調査日を決定する。

調査時間は 12 時間（7：00～19：00）

2) 調査箇所

調査箇所一覧表及び位置図参照のこと

3) 調査内容（「参考 千葉市交通現況調査 集計要領」参照のこと）

- ・自動車交通量調査
- ・交通渋滞（渋滞長、滞留長、通過時間）調査
- ・自転車歩行者交通量調査
- ・道路現況調査、信号現示調査

4) 観測方法

観測は、発注者と協議のうえで作成した調査票を用いる。

また、観測中の出来事についても時間と内容を記録しておくこと。

観測にあたっては各車種別にカウントすること。

5) 観測中の監督

観測精度を高めるため、観測中は定期的に観測員を受注者が指導監督するとともに、全観測員の観測結果を適宜照査すること。また、現地の状況写真を撮影すること。

6) 観測中の連絡

観測中に事故等が発生した場合は、事前に提出した連絡体制により速やかに連絡すること。

第 1 2 条 集計整理

交通現況調査の集計方法に準ずる。（「参考 千葉市交通現況調査 集計要領」参照のこと）

第 1 3 条 報告書作成

集計整理した結果の図表作成を行い、取りまとめるほか、調査状況の写真を添付し、印刷・製本する。

第 1 4 条 計画・協議

本業務の実施にあたっては、発注者と入念な打ち合わせ協議を原則とする。なお、協議回数については、業務着手時、中間打合時 1 回、成果品納入時の 3 回とする。

第 3 章 その他

第 1 5 条 成果品に対する責任の範囲

受注者は、本業務完了後といえども受注者の過失等に起因する不良箇所等が発見された場合には、速やかに成果品を訂正しなければならない。

第 1 6 条 成果品の管理及び帰属

成果品の管理及び帰属は全て発注者とし、発注者の許可無く受注者が成果品を公表することについては、一切これを認めない。

第 1 7 条 履行期間

履行期間は、契約日翌日から令和 9 年 3 月 2 1 日までとする。

第 1 8 条 成果品

成果品は、原則として下記のものとする。

- | | |
|--------------------------|-----|
| 1) 業務報告書（A4 版製本 パイプファイル） | 1 部 |
| 2) 各成果品の電子媒体 | 一式 |